

国立大学法人和歌山大学教育学部附属学校内地研修員派遣規程

制 定 平成16年11月26日

法人和歌山大学規程第 350 号

最終改正 平成21年 3月24日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学教育学部附属学校の教員（以下「附属学校教員」という。）に対し、勤務場所を離れてその職務と密接な関連のある分野について長期にわたり研修に専念させることにより、附属学校教員の資質及び能力の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 前条の目的により国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）が派遣する附属学校教員を附属学校内地研修員という。（以下「内地研修員」という。）

(資格)

第3条 内地研修員になることのできる者は、附属学校教員で次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 研修開始期において教職経験3年以上となる者で積極的な勉学意欲を有し、研修期間終了後も引き続き附属学校教員として勤務する意思を有する者であること。
- (2) 派遣することが学校運営上支障がなく、かつ有益であること。
- (3) 派遣する者の心身が長期研修に耐え得るものであること。

(研修方法)

第4条 内地研修員は、原則として本学大学院教育学研究科に入学する方法により、研修を行うものとする。

(研修期間)

第5条 内地研修員の研修期間は、2年とする。

(候補者の推薦)

第6条 教育学部長は、別に定める附属学校内地研修員調書を添えて学長に内地研修員の候補者を推薦するものとする。

(決定)

第7条 学長は、教育学部長の推薦した者のうちから、内地研修員を決定し、その旨を教育学部長に通知する。

(旅費)

第8条 内地研修員に支給する旅費については、国立大学法人和歌山大学旅費規程の定めるところによるほか、文部科学省所管日額旅費支給規程を準用するものとする。

(大学院の授業料等)

第9条 内地研修員は、本学大学院教育学研究科において研修を行う場合、検定料の全額並びに入学料及び授業料の半額を負担するものとし、入学料及び授業料の半額は免除する。

(代替講師)

第10条 学長は、本学の財政状況及び当該附属学校の教員組織等を勘案して内地研修員の代替措置として非常勤講師又は特任教諭を配置するものとする。

2 前項に必要な予算は、当該附属学校に配分する。

## 教育学部附属学校内地研修員派遣規程

### (研修の開始)

第11条 内地研修員は、研修開始の日までに研修場所に到着するものとし、研修を開始した場合は、ただちに別に定める研修開始届を学長あてに提出しなければならない。

### (研修の中断)

第12条 内地研修員は、研修期間中に研修を中断したときは、ただちにその理由を付して教育学部長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた教育学部長は、学長あてにその旨を報告するものとする。

3 前2項の場合には、その中断期間中、第8条に定める旅費を支給しないものとする。

### (研修の中止)

第13条 内地研修員は、やむを得ない理由により、研修期間中に研修を中止するときは、あらかじめその理由を付して、教育学部長に申し出なければならない。

2 前項の申し出を受けた教育学部長は、学長あてにその旨を報告するものとする。

3 前項の報告を受けた学長は、役員会の議を経て、研修の中止、続行を決定し、教育学部長にその結果を通知する。

### (研修の終了)

第14条 内地研修員は、研修期間が終了したときは、ただちに別に定める研修終了届及び研修成果報告書を、教育学部長を経て、学長に提出しなければならない。

### (その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、内地研修員の取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

### 附 則

この規程は、平成16年11月26日から実施する。

附 則（平成19年6月22日一部改正：法人和歌山大学規程第659号）

この改正規程は、平成19年6月22日から施行する。

附 則（平成21年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第925号）

この改正規程は、平成21年3月24日から施行し、平成21年3月1日から適用する。